

# 令和5年度 (令和4年分)

# 町民税・県民税の申告相談

期間は2月13日～3月15日です

**今**年も町民税・県民税の申告書を提出していただく時期になりました。令和5年度の町民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や介護保険料の算定および所得証明書や課税証明書などの税関係証明書発行の資料となる重要な書類ですので、「申告書の提出が必要な方」に当てはまる方は忘れずに申告書を提出してください。

なお、申告相談の際の注意点などをまとめましたので、「申告書の提出が必要な方」にあてはまる方は、必要な書類の事前準備をお願いします。

※今年度の鷹山地区の会場は、鷹山地区拠点施設工事のため、「中央公民館 2階大会議室」に変更となります。

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎85-6132

申告相談日程				会場
月日	曜日	相談受付地域		(対象地区)
		午前	午後	
2/13	月	中田、原、上原	堀之内、北原、針生	中央公民館 2階大会議室 (鷹山地区)
14	火	山道、西	新屋敷1・2、送迎バス利用の方	
15	水	下折居、上折居、西原、細野	東小手沢、南	
16	木	南部1・2	南部3・4・5	東根地区コミュニティセンター (東根地区)
17	金	中部1・2	中部4・5・6	
20	月	北部1・2	北部3・4	
21	火	中部3、東部1・2	東部3・4	
22	水	蚕桑1・2	蚕桑3・8・10	蚕桑地区コミュニティセンター (蚕桑地区)
24	金	蚕桑6・7	蚕桑4・5・15	
27	月	蚕桑12・13	蚕桑11・14・16	
28	火	蚕桑9・17・18	蚕桑19・20	
3/2	木	鮎貝3・4・14	鮎貝10・12	鮎貝地区コミュニティセンター (鮎貝地区)
3	金	鮎貝1・2	鮎貝11、高岡2、深山2	
6	月	鮎貝7・8・9	鮎貝5、高岡1、深山1	
7	火	鮎貝13	鮎貝6、鮎貝15	
8	水	十王1・2	十王3・4・5・6	中央公民館 2階大会議室 (荒砥・十王地区)
9	木	十王8・9・10	十王7、菖蒲1・2	
10	金	下山、佐野原	八幡1・2、貝生2	
13	月	貝生1、大瀬	貝生3、新町	
14	火	出来町1・2	横町1、仲町3	
15	水	仲町1・2	上町、横町2、仲町4	

【開館時間】午前8時30分

【受付時間】午前の部：午前8時45分～11時（相談は午前9時開始）

午後の部：午前11時45分～午後3時（相談は午後1時開始）



- 申告相談は受付簿に記入された順に行います。
- 混雑を避けるため、相談される方のお住まいの地区・地域を指定させていただきます。ご協力をお願いします。
  - ▼ 指定された日の時間帯においでください。
  - ▼ 指定日に都合のつかない方は、同じ地区の会場のいずれかの日においでください。
  - ▼ 同じ地区の会場のいずれの日にも都合がつかない方は、事前に税務出納課町民税係へご連絡（新たな日を予約）ください。
- ※ 連絡なしに指定会場以外に来られた方は、資料がないため受付できませんのでご注意ください。
- 資料等の都合上、役場庁舎内での相談はお受けできません。ご理解とご協力をお願いいたします。
- 申告会場は例年大変混み合います。新型コロナウイルス感染症の対策も必要となるため、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をぜひご利用ください。
- 申告会場に来場される方は、不織布マスクの着用など、感染症予防対策にご協力をお願いいたします。

▼申告書の提出が必要な方

- 給与収入があり次に該当する方
  - ①年末調整を行っていない方
  - ②前年中に途中で退職した方
  - ③給与以外に所得のある方
  - ④2カ所以上から給与のある方
- 農業・営業・不動産など事業所得のある方
- 配当や保険満期、資産の譲渡などの所得がある方
- 年金受給者で社会保険・生命保険料控除を受けようとする方
- 収入がなく次に該当する方
  - ①国民健康保険に加入している方
  - ②所得証明が必要な方
  - ③年金などの免除を申請される方

※詳細は、1月16日に全戸配布いたします「町・県民税申告相談のお知らせ」および「申告フローチャート」を参照ください。

▼申告書の提出に必要なもの

申告書を提出される方全員	
<input type="checkbox"/>	町民税・県民税申告書（町から送付されている方）
<input type="checkbox"/>	「確定申告のお知らせ」（税務署から送付されている方）
<input type="checkbox"/>	本人確認書類（マイナンバーが確認できる書類と本人であることが確認できる書類） 例）マイナンバーカード、マイナンバー通知カードと運転免許証、マイナンバー通知カードと健康保険証 など
所得（収入）に関するもの	
<input type="checkbox"/>	源泉徴収票（給与・年金）
<input type="checkbox"/>	収支内訳書および収入と経費を証明するもの（農業・営業・不動産その他事業所得がある方） 例）出荷証明書や購買明細書等の経費が確認できるもの、売上伝票や帳簿等および経費が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	一時所得や保険満期一時金などの証明書
<input type="checkbox"/>	支払明細書、金融機関発行の源泉徴収票（配当のある方）
<input type="checkbox"/>	個人年金、講師料、謝金など各種報酬の支払明細
<input type="checkbox"/>	売買契約書、譲渡費用等がわかる領収書（土地等を売却された方）
控除に関するもの	
<input type="checkbox"/>	生命（一般・介護医療）保険料控除証明書
<input type="checkbox"/>	個人年金保険料控除証明書
<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料控除証明書）
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書
<input type="checkbox"/>	国民年金保険料控除証明書、農業者年金掛金の領収書
<input type="checkbox"/>	医療費控除の明細書、おむつ使用証明書、保険などの補てん金がある場合はその金額が除かれます
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳など
<input type="checkbox"/>	障がい者控除対象者認定書（要介護認定者）
<input type="checkbox"/>	寄付を行った団体の発行する領収書
振替納付や還付に関するもの	
<input type="checkbox"/>	通帳、通帳の本人届出印…振替納付
<input type="checkbox"/>	申告者名義の金融機関名・支店・口座番号がわかるもの…還付

＼こちらチェック！／

農業所得がある方へ（販売がある農家）

収支計算による申告となります。

●持ち物 収支内訳書（農業所得用）および収入と経費が確認できるもの

- ①農協と取引されている方は、農協が発行する各種明細書
- ②営農組合（集落営農）の方は、分配金の計算書※明細書・計算書等がないと申告相談に支障がでますので、必ず持参ください。

【お願い】

- ①農作業の委託費、小作料の支払いがある方は事前に支払明細書をご提出ください。
- ②機械等を共同で購入された方は、事前に販売証明書などをご提出ください。

営業・不動産など事業所得のある方へ

●持ち物 収支内訳書（一般・不動産用）および収入と経費が確認できるもの

報酬・配当所得のある方へ

●持ち物 支払明細書など

給与・年金所得がある方へ

●持ち物 源泉徴収票

※中途退職者は退職時までの源泉徴収票も必要です。

障害者控除を受けられる方へ

●持ち物 障害者手帳など

※要介護認定を受けている方で「身体障がい者に準ずる」と認定された場合は、障害者控除を受けることができます（認定書は健康福祉課介護保険係で発行します）。

医療費控除を受けられる方へ

●持ち物 記入済みの医療費明細書

※出産一時金、高額医療費がある場合や保険などの補てん金がある場合はその金額が除かれます。  
※明細書は事前に記入しておいてください。

住宅借入金等特別控除の適用を受けられる方へ

●持ち物

(1)新規の方…借入金の年末残高証明書、登記簿謄本、契約書写しなど

※税務署で申告してください。

（長井税務署 ☎84-1810）

(2)2回目以降の方…税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書、借入金の年末残高証明書